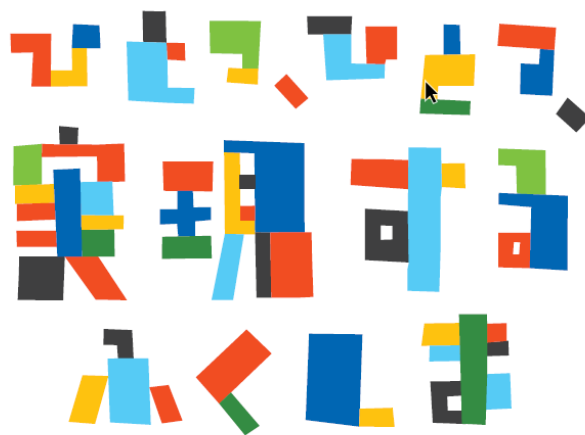


第20回声楽アンサンブルコンテスト全国大会
旅行等手配及び受付等実施業務委託

事業者募集要項



令和8年6月

声楽アンサンブルコンテスト全国大会実行委員会

第20回声楽アンサンブルコンテスト全国大会 旅行等手配及び受付等実施業務委託 事業者募集要項

※本事業は、令和8年度「声楽アンサンブルコンテスト全国大会実行委員会」の承認を前提に実施される条件付き事業であるため、この条件を満たさなければ、いかなる効力も発生しないことをあらかじめご了承ください。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合においても、委託者側でその損害については一切負担しません。

令和8年6月8日

1 目的

声楽アンサンブルコンテスト全国大会は、平成19年度の第1回大会から毎年、福島県で開催しており、全国からトップレベルの合唱団が集まり、中学校、高等学校、一般の各部門別コンテストと、最終日に各部門金賞受賞団体による本選が行われる。

2 内容に関する事項

(1) 委託件名及び数量

第20回声楽アンサンブルコンテスト全国大会旅行等手配及び受付等実施業務委託 一式

(2) 業務仕様

「第20回声楽アンサンブルコンテスト全国大会旅行等手配及び受付等実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日より令和9年3月31日まで

(4) 予算額

2,752,200円（消費税及び地方消費税の額を含む）以内

※ 当該事業に関する経費全てが委託料に含まれるものとする。

(5) 履行場所

別紙仕様書における実行委員会が指定する場所

(6) 参加資格

企画提案書を提出する者に必要な資格は次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限

中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）ではないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

① 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 県税を滞納している者でないこと。

カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

（7）主なスケジュール

令和8年	6月	8日（月）	公告	（県HPによる公表）
令和8年	6月	15日（月）	正午まで	質問書の提出期限
令和8年	6月	17日（水）	<予定>	質問回答
令和8年	6月	22日（月）	正午まで	参加申込書の提出期限
令和8年	6月	29日（月）	正午まで	企画提案書等の提出期限
令和8年	7月	14日（火）	<予定>	書面審査結果の通知

3 説明会の開催

本事業に関する説明会については、実施しない。

4 質問書

提案書の作成又は提出に関し疑義があるときは、質問書を提出し、回答を受けることができます。なお、様式は、様式1によるものとする。

(1) 提出期限

令和8年6月15日（月）正午必着

(2) 提出先

「12 問い合わせ先及び提出先」のとおり

(3) 提出方法

FAXまたは電子メールによること。

なお、FAXの場合は、送信後に電話にて受信確認の連絡をすること。

(4) 回答方法

質問書に対する回答は、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、令和8年6月17日（水）までの間に、福島県文化振興課ホームページに掲載する。

5 参加申し込み

様式2を作成し、以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月22日（月）正午必着

(2) 提出先

「12 問い合わせ先及び提出先」のとおり

(3) 提出方法

FAXまたは電子メールによること。

なお、FAXの場合は、送信後に電話にて受信確認の連絡をすること。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）（正本1部、副本6部及び電子媒体1部）

（別紙「第20回声楽アンサンブルコンテスト全国大会旅行等手配及び受付等実施委託業務プロポーザル企画提案書記入要領」に基づき作成すること。）

イ 付属資料（任意）（正本1部、副本6部及び電子媒体1部）

ウ 見積書（様式3）及び内訳書（様式4） 正本1部

(2) 提出期限

令和8年6月29日（月）正午 必着

(3) 提出先

「12 問い合わせ先及び提出先」のとおり。

※提出期限後における提案書等の提出、再提出及び差し替えは認めない。

(4) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便とし、令和8年6月29日（月）正午必着とする。

おって、電子媒体一式を、「12 問い合わせ先及び提出先」に記載のメールアドレス

レスに送付すること。

(5) 提案書等の作成および提出に要する費用等

すべて提案者の負担とし、返却は行わない。

7 審査

(1) 審査

参加者の企画提案書について、審査員による書面審査を行い、業務委託予定者を選定します。

なお、審査員・審査基準は非公開とする。

(2) 評価点

下表に基づき、公平かつ総合的な観点で評価を行う。

採点分類	項目
実施計画点	○全体方針及び実施計画
	○各業務の実施方法及び遂行能力
	○スケジュール管理
	○業務における知識や専門性
	○海外団体への対応
	○業務への柔軟性及び協調性
	○参加者及び関係者への安全管理・危機管理対策
	○事業費の妥当性
	○総合評価、独自サービス

8 審査結果

(1) 期日

令和8年7月14日（火）予定

(2) 発表方法

参加者に対して、書面で通知する。

なお、委託候補者とならなかった者は、審査結果通知の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。

9 企画提案書を失格とする事項

以下に掲げる事項に該当した場合は、提案書等の提出は無効とし、失格とする。

ア 選考に参加する資格が認められない者

イ 要領等に記載されている事項に違反した者

ウ 虚偽の内容を記載した者

エ 提案書等について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの、又は不明確なものを提出した者

オ 審査委員又は関係者に対し、直接または間接を問わず援助を求めた者

カ 予算額を超えているもの

キ その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者

なお、アについて、参加資格に適合する旨確認された者であっても、業者決定時点において参加資格に掲げる資格のない者が行った提案書等の提出については無効とする(提案書等を提出した者は、提案書等の内容に関し説明を求められた場合は、それに応じる義務を有するものとする)。

10 契約の手続き

(1) 仕様書の協議

本業務の仕様書は、業務委託予定者が提出した企画提案書等の内容を反映し、業務委託予定者と委託者による協議の上で決定するものとする。

(2) 契約金額の決定

上記(1)に基づき改めて見積書を徴取し、見積限度額を超えないことを確認した上で契約締結するものとする。

(3) 契約保証金について

契約事業者は、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第228条の規定により契約保証金を納めるものとする。ただし同規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

(4) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、委託者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(5) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

11 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (2) 提案書等の著作権は提出者に帰属し、選考以外の目的で提出者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 本調達業務について契約を行うこととなった者が設計等に当たり外国からの渡航等に費用を要する場合にあっても、実行委員会はその負担に応じることはしない。
- (5) 選定に関する事務手続については予定であり、状況に応じて変更されることがある。
- (6) 不慮の都合により、事務手続の途中で選定を延期することがある。その場合は、指名業者への通知・連絡により関係者に周知します。なお、選定を延期した場合においても、選考への参加のためにそれまで要した費用について実行委員会です

の負担に応じることはしない。

- (7) 仮に、実施計画書の内容を実施できない場合には、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、実施できなかった場合には業務実施不可能となるので、委託料の減額となることがある。

12 問い合わせ先及び提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

福島県企画調整部文化スポーツ局文化振興課内

声楽アンサンブルコンテスト全国大会実行委員会

担当：石川 聡子

電話：024-521-7154

FAX：024-521-5677

E-mail：v-ensemble@pref.fukushima.lg.jp

[参考]第20回声楽アンサンブルコンテスト全国大会の概要

(1) 主催

福島県、福島県教育委員会、声楽アンサンブルコンテスト全国大会実行委員会

(2) 共催

一般社団法人全日本合唱連盟、全日本合唱連盟東北支部、福島県合唱連盟、福島市、福島市教育委員会、ふくしん夢の音楽堂（公益財団法人福島市振興公社）

(3) 開催部門

中学生部門、高等学校部門、小学生・ジュニア部門、一般部門

(4) スケジュール

令和9年3月19日（金）～22日（月）

- 1日目（3月19日（金）10:00～）

中学生部門コンテスト・表彰式

- 2日目（3月20日（土）10:00～）

高等学校部門コンテスト・表彰式

- 3日目（3月21日（日）10:00～）

小学生・ジュニア部門、一般部門コンテスト・表彰式

- 4日目（3月22日（月）10:00～）

各部門金賞受賞団体による本選・特別企画・表彰式

(5) 会場

ふくしん夢の音楽堂（福島市音楽堂）（福島市入江町1番1号）